

経済安全推進法などの 情報

2023年12月22日
Rita特許事務所
野中 剛

令和4年法律第43号

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」
に基づく「特許出願の非公開制度」

経済安全推進法に基づく 特許出願の非公開制度

1. 特許出願非公開基本指針 65条
2. 内閣総理大臣への送付 66条
3. 内閣総理大臣による保全審査 67条
4. 保全審査中の発明公開の禁止 68条
5. 保全審査の打切り 69条
6. 保全指定 70条
7. 保全指定をしない場合の通知 71条
8. 特許出願の取下げ等の制限 72条
9. 保全対象発明の実施の制限 73条
10. 保全対象発明の開示禁止 74条
11. 保全対象発明の適正管理措置 75条
12. 発明共有事業者の変更 76条
13. 保全指定の解除等 77条
14. 外国出願の禁止 78条
15. 外国出願の禁止に関する事前確認 79条
16. 損失の補償 80条
17. 後願者の通常実施権 81条
18. 特許法等の特例 82条
19. 勧告及び改善命令 83条
20. 報告徴収及び立入検査 84条
21. 送達 85条
22. 罰則 92条/94条

1. 特許出願非公開基本指針(経済安全推進法 65条)

- ・ 政府は、基本方針に基づき、特許法の出願公開の特例に関する措置、特36条1項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明に係る情報の流出を防止するための措置に関する基本指針を定めるものとする。(1項)
- ・ 特許出願非公開基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。(2項)
 - 一 特許出願の非公開に関する基本的な方向に関する事項
 - 二 66条2項の規定に基づき政令で定める技術の分野に関する基本的な事項
 - 三 保全指定に関する手続に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、特許出願の非公開に必要な事項
- ・ 内閣総理大臣は、特許出願非公開基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。(3項)
- ・ 内閣総理大臣は、前項の規定により特許出願非公開基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、産業技術その他特許出願の非公開に関し知見を有する者の意見を聴くとともに、産業活動に与える影響に配慮しなければならない。(4項)
- ・ 内閣総理大臣は、65条3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、特許出願非公開基本指針を公表しなければならない。(5項)
- ・ 65条3項の規定は、特許出願非公開基本指針の変更について準用する。(6項)

2.1 内閣総理大臣への送付(経済安全推進法 66条)

- ・ 特許庁長官は、特許出願を受けた場合において、その明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が含まれ得る技術の分野として国際特許分類又はこれに準じて細分化したものに従い政令で定めるものに属する発明が記載されているときは、当該特許出願の日から三月を越えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までに、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、当該特許出願に係る書類を内閣総理大臣に送付するものとする。ただし、当該発明がその発明に関する技術の水準若しくは特徴又はその公開の状況に照らし、保全審査に付する必要があることが明らかであると認めるときは、これを送付しないことができる。(1項)
- ・ 特許出願人から、特許出願とともに、その明細書等に記載した発明が公にされることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きいものであるとして、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、保全審査に付することを求める旨の申出があったときも、66条1項と同様とする。過去にその申出をしたことにより保全審査に付され、67条9項の規定による通知を受けたことがある者又はその者から特許を受ける権利を承継した者が当該通知に係る発明を明細書等に記載した特許出願をしたと認められるときも、同様とする。(2項)
- ・ 特許庁長官は、1項又は2項の規定による送付をしたときは、その送付をした旨を特許出願人に通知するものとする。(3項)

2.2 内閣総理大臣への送付(経済安全推進法 66条)

- ・ 特許庁長官は、66条1項本文または2項の規定による送付をするかどうかを判断するため必要があると認めるときは、特許出願人に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。(6項)
- ・ 特許庁長官が66条1項本文若しくは2項の規定による送付をする場合に該当しないと判断し、若しくは当該送付がされずに66条1項本文に規定する期間が経過するまでの間又は内閣総理大臣が71条(保全指定無し通知)若しくは77条2項の規定による通知(保全指定の解除等の通知)をするまでの間は、特49条(拒絶査定)、特51条(特許査定)及び特64条1項(出願公開)の規定は、適用しない。(7項)
- ・ 特許庁長官は、66条1項本文又は2項の規定による送付をしてから70条1項(保全指定)または71条の規定による通知を受けるまでの間に特許出願の放棄又は取下げがあったときは、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。66条1項本文又は2項の規定による送付をしてから71条又は77条2項の規定による通知を受けるまでの間に特34条4項又は5項の規定による承継の届出(特許を受ける権利の承継の届出)があったときも、同様とする。(8項)
- ・ 特許長長官は、66条1項本文又は2項の規定による送付をしてから70条1項又は71条の規定による通知を受けるまでの間に特許出願を却下するときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。(9項)

2.3 内閣総理大臣への送付(経済安全推進法 66条)

- ・ 特許庁長官は、66条1項本文又は2項の規定による送付をする場合に該当しないと判断した場合において、特許出願人から内閣府令・経済産業省令で定めるところにより申出があったときは、これらの規定による送付をしない旨の判断をした旨を特許出願人に通知するものとする。(10項)
- ・ 66条1項の規定は、同項の規定に基づく政令の改正により新たに同項本文に規定する発明に該当することとなった発明を明細書等に記載した特許出願であって、その改正の際に特許庁に係属しているものについては、適用しない。(11項)

3.1 内閣総理大臣による保全審査(経済安全推進法 67条)

- ・ 内閣総理大臣は、66条1項本文又は2項の規定により特許出願に係る書類の送付を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該特許出願に係る明細書等に公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大い発明が記載され、かつ、そのおそれの程度及び保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響その他事情を考慮し、当該発明に係る情報の保全をすることが適当と認められるかどうかについての審査をするものとする。(1項)
- ・ 内閣総理大臣は、保全審査のため必要があると認めるときは、特許出願人その他の関係者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。(2項)
- ・ 内閣総理大臣は、保全審査をするに当たっては、必要な専門的知識を有する国の機関に対し、保全審査に必要な資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。(3項)
- ・ 保全審査に関与する国の機関の職員及び5項の規定により発明の内容の開示を受けた者は、正当な理由がなく、当該発明の内容に係る秘密を漏らし、又は盗用してはならない。(8項)

3.2 内閣総理大臣による保全審査(経済安全推進法 67条)

- ・ 内閣総理大臣は、保全指定をしようとする場合には、特許出願人に対し、内閣府令で定めるところにより、70条1項に規定する保全対象発明となり得る発明の内容を通知するとともに、特許出願を維持する場合には次に掲げる事項について記載した書類を提出するよう求めなければならない。(9項)
 - 一 当該通知に係る発明に係る情報管理状況
 - 二 特許出願人以外に当該通知に係る発明に係る情報の取扱いを認めた事業者がある場合にあつては、当該事業者
 - 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- ・ 特許出願人は、特許出願を維持する場合には、67条9項の規定による通知を受けた日から14日以内に、内閣府令で定めるところにより、同項に規定する書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。(10項)
- ・ 内閣総理大臣は、67条10項の規定により提出された書類の記載内容が相当でないとき認めるときは、特許出願人に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4. 保全審査中の発明公開の禁止(経済安全推進法 68条)

- ・ 特許出願人は、67条9項の規定による通知(保全審査の通知)を受けた場合は、70条1項又は71条の規定による通知を受けるまでの間は、当該67条9項の規定による通知に係る発明の内容を公開してはならない。ただし、特許出願を放棄し、若しくは取り下げ、又は特許出願が却下されたときは、この限りでない。

5. 保全審査の打ち切り(経済安全推進法 69条)

- ・ 内閣総理大臣は、特許出願人が67条10項に規定する期間内に67条9項に規定する書類を提出せず、若しくは67条11項の規定により定められた期間内に同項の規定による補正を行わなかったとき、68条の規定に違反したと認めるとき、又は不当な目的でみだりに66条2項前段の規定による申出(保全審査に付することを求める旨の申出)をしたと認めるときは、保全審査を打ち切ることができる。(1項)
- ・ 内閣総理大臣は、69条1項の規定により保全審査を打ち切るときは、予め、特許出願人に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面を提出する機会を与えなければならない。(2項)
- ・ 内閣総理大臣は、69条1項の規定により保全審査を打ち切ったときは、その旨を特許長官に通知するものとする。(3項)
- ・ 特許長官は、69条3項の規定による通知を受けたときは、特許出願を却下するものとする。

6. 保全指定(経済安全推進法 70条)

- ・ 内閣総理大臣は、保全審査の結果、67条1項に規定する明細書等に公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載され、かつ、そのおそれの程度及び指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響その他の事情を考慮し、当該発明に係る情報の保全をすることが適当であると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該発明を保全対象発明として指定し、特許出願人及び特許長官に通知するものとする。(1項)
- ・ 内閣総理大臣は、70条1項の規定による指定をするときは、当該保全指定の日から起算して1年を越えない範囲内においてその保全期間を定めるものとする。(2項)
- ・ 内閣総理大臣は、保全指定の期間(保全指定の期間を延長した場合には、当該延長後の期間)が満了する日までに、保全指定を継続する必要があるかどうかを判断しなければならない。この場合において、継続する必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、一年を超えない範囲内においてその保全指定の期間を延長することができる。(3項)
- ・ 内閣総理大臣は、70条3項後段の規定による延長をしたときは、その旨を70条1項の規定による通知を受けた特許出願人及び特許長官に通知するものとする。(5項)

施行日:2024年5月1日

7. 保全指定しない場合の通知(経済安全推進法 71条)

- ・ 内閣総理大臣は、保全審査の結果、保全指定をする必要がないと認めるときは、その旨を特許出願人及び特許庁長官に通知するものとする。

8. 特許出願の取下げ等の制限(経済安全推進法 72条)

- ・ 指定特許出願人は、77条2項の規定による通知(保全指定の解除等の通知)を受けるまでの間は、特許出願を放棄し、又は取り下げることができない。(1項)
- ・ 指定特許出願人は、77条2項の規定による通知を受けるまでの間は、実10条1項及び意13条1項の規定にかかわらず、特許出願を実用新案登録出願又は意匠登録出願に変更することができない。(2項)

9.1 保全対象発明の実施の制限(経済安全推進法 73条)

- ・ 指定特許出願人及び保全対象発明の内容を特許出願人から示された者その他保全対象発明の内容を職務上知り得た者であって当該保全対象発明について保全指定がされたことを知るものは、当該保全対象発明の実施をしてはならない。ただし、指定特許出願人が当該実施について内閣総理大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。(1項)
- ・ 73条1項ただし書の規定による許可を受けようとする指定特許出願人は、許可を受けようとする実施の内容その他内閣府令で定める事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。(2項)
- ・ 内閣総理大臣は、73条1項ただし書の規定による許可の申請に係る実施により同項本文に規定する者以外の者が保全対象発明の内容を知るおそれがないと認めるときその他保全対象発明に係る情報の漏えいの防止の観点から内閣総理大臣が認めるときは、同項ただし書の規定による許可をするものとする。(3項)
- ・ 73条1項ただし書の規定による許可には、保全対象発明に係る情報の漏えいの防止のために必要な条件を付することができる。(4項)

9.2 保全対象発明の実施の制限(経済安全推進法 73条)

- ・ 内閣総理大臣は、指定特許出願人が73条1項の規定又は4項の規定により許可に付された条件に違反して保全対象発明の実施をしたと認める場合であって、特許出願が却下されることが相当と認めるときは、その旨を特許庁長官及び指定特許出願人に通知するものとする。指定特許出願人が75条1項に規定する措置(情報漏えいの管理措置)を十分に講じていなかったことにより、指定特許出願人以外の者が73条1項の規定又は4項の規定により許可に付された条件に違反して保全対象発明の実施をした場合も、同様とする。(6項)
- ・ 内閣総理大臣は、73条6項の規定による通知をするときは、あらかじめ、指定特許出願人に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面を提出する機会を与えなければならない。(7項)
- ・ 特許長官は、73条6項の規定により通知を受けた場合には、77条2項の規定による通知(保全指定の解除の通知)を待って、特許出願を却下するものとする。(8項)

10. 保全対象発明の開示禁止(経済安全推進法 74条)

- ・ 指定特許出願人及び保全対象発明の内容を特許出願人から示された者その他保全対象発明の内容を職務上知り得た者であって当該保全対象発明について保全指定がされたことを知るものは、正当な理由がある場合を除き、保全対象発明の内容を開示してはならない。(1項)
- ・ 内閣総理大臣は、指定特許出願人の74条1項の規定に違反して保全対象発明の内容を開示したと認める場合であって、特許出願が却下されることが相当と認めるときは、その旨を特許庁長官及び指定特許出願人に通知するものとする。指定特許出願人が75条1項に規定する措置(情報漏えいの管理措置)を十分に講じていなかったことにより、指定特許出願人以外の者が74条1項の規定に違反して保全対象発明の内容を開示した場合も、同様とする。(2項)

11. 保全対象発明の適正管理措置(経済安全推進法 75条)

- ・ 指定特許出願人は、保全対象発明に係る情報を取り扱う者を適正に管理することその他保全対象発明に係る情報の漏えいの防止のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じ、及び保全対象発明に係る情報の取り扱いを認めた事業者をして、その措置を講じさせなければならない。(1項)
- ・ 発明共有事業者は、指定特許出願人の指示に従い、75条1項に規定する措置を講じなければならない。

12. 発明共有事業者の変更(経済安全推進法 76条)

- ・ 指定特許出願人は、67条9項2号に規定する事業者として同項に規定する書類に記載した事業者以外の事業者新たに保全対象発明に係る情報の取扱いを認めるときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。(1項)
- ・ 指定特許出願人は、76条1項の場合を除き、発明共有事業者保全対象発明に係る情報の取扱いを認めることをやめたときその他発明共有事業者について変更が生じたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その変更の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。(2項)

13. 保全指定の解除等(経済安全推進法 77条)

- ・ 内閣総理大臣は、保全指定を継続する必要がないと認めるときは、保全指定を解除するものとする。(1項)
- ・ 内閣総理大臣は、77条1項の規定により保全指定を解除したとき、又は保全指定の期間が満了したときは、その旨を指定特許出願人及び特許庁長官に通知するものとする。(2項)

14. 外国出願の禁止(経済安全推進法 78条)

- ・ 何人も、日本国内でした発明であって公になっていないものが、66条1項本文に規定する発明であるときは、79条4項の規定により、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかである旨の回答を受けた場合を除き、当該発明を記載した外国出願をしてはならない。ただし、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をした場合であって、当該特許出願の日から十月を越えない範囲内において政令で定める期間を経過したとき、66条1項本文に規定する期間内に同条3項の規定による通知が発せられなかったとき及び同条10項、71条又は77条2項の規定による通知を受けたときにおける当該特許出願に係る明細書等に記載された発明については、この限りでない。(1項)
- ・ 特許庁長官は、特184条の3第1項の規定により特許出願とみなされる国際出願を受けた場合において、当該特許出願に係る明細書等に66条1項本文に規定する発明が記載されているときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。(4項)
- ・ 内閣総理大臣は、特許庁長官が66条3項の規定による通知をした特許出願人が78条1項の規定に違反して外国出願をしたと認める場合又は78条4項の規定による通知に係る国際出願が78条1項の規定に違反するものであると認める場合であって、当該特許出願が却下されることが相当と認めるときは、その旨を特許庁長官及び特許出願人に通知するものとする。(5項)
- ・ 特許庁長官は、78条5項の規定による通知を受けたときは、特許出願を却下するものとする。ただし、その特許出願が保全指定がされたものである場合にあっては、77条2項の規定による通知を待って、特許出願を却下するものとする。(7項)

15.1 外国出願の禁止に関する事前確認 (経済安全推進法 79条)

- ・ 66条1項本文に規定する発明に該当し得る発明を記載した外国出願をしようとする者は、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をしていない場合に限り、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、特許庁長官に対し、その外国出願が78条1項の規定により禁止されるものかどうかについて、確認を求めることができる。(1項)
- ・ 特許庁長官は、79条1項の規定による求めを受けた場合において、当該求めに係る発明が66条1項本文に規定する発明に該当しないときは、遅滞なく、その旨を当該求めをした者に回答するものとする。(2項)
- ・ 特許庁長官は、79条1項の規定による求めを受けた場合において、当該求めに係る発明が66条1項本文に規定する発明に該当するときは、遅滞なく、内閣総理大臣に対し、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかかどうかにつき確認を求めるものとする。この場合において、当該確認を求められた内閣総理大臣は、遅滞なく、特許庁長官に回答するものとする。(3項)

施行日:2024年5月1日

15.2 外国出願の禁止に関する事前確認 (経済安全推進法 79条)

- ・ 特許庁長官は、79条3項の規定により回答を受けたときは、遅滞なく、79条1項の規定による求めをした者に対し、当該求めに係る発明が66条1項本文に規定する発明に該当する旨及び当該回答の内容を回答するものとする。(4項)
- ・ 79条1項の規定により確認を求めようとする者は、手数料として、1件につき2万5千円を超えない範囲内で政令で定める額を国に納付しなければならない。(5項)
- ・ 79条5項の規定による手数料の納付は、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、収入印紙をもってしなければならない。ただし、内閣府令・経済産業省令で定める場合には、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、現金をもって納めることができる。(6項)
- ・ 78条1項の規定の適用の有無については、産業競争力強化法7条の規定(解釈及び適用の確認)は、適用しない。(7項)

16. 損失の補償(経済安全推進法 80条)

- ・ 国は、保全対象発明について、73条1項ただし書の規定による許可を受けられなかったこと又は73条4項の規定によりその許可に条件を付されたことその他保全指定を受けたことにより損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補填する。(1項)
- ・ 80条1項の規定により補償を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣にこれを請求しなければならない。(2項)
- ・ 内閣総理大臣は、80条2項の規定による請求があったときは、補償すべき金額を決定し、これを当該請求者に通知しなければならない。(3項)
- ・ 80条3項の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六月以内に訴えをもって補償すべき金額の増額を請求することができる。(5項)
- ・ 80条5項の訴えにおいては、国を被告とする。(6項)

17. 後願者の通常実施権(経済安全推進法 81条)

- ・ 指定特許出願人であって、保全指定がされた他の特許出願について出願公開がされた日前に、66条7項の規定により当該出願公開がされなかったため、自己の特許出願に係る発明が特29条の2の規定により特許を受けることができないものであることを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した場合における当該他の特許出願に係る特許権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。(1項)
- ・ 81条1項に規定する他の特許出願に係る特許権又は専用実施権を有する者は、同項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。(2項)

18. 特許法等の特例(経済安全推進法 82条)

- ・ 特41条1項の規定による優先権の主張を伴う特許出願について、特許庁長官が69条4項、73条8項又は78条7項の規定によりその優先権の主張の基礎とした特許出願を却下した場合には、当該優先権の主張は、その効力を失うものとする。(1項)
- ・ 特許庁長官は、実5条1項の規定による実用新案登録出願を受けた場合において、当該実用新案登録出願に係る明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に保全対象発明が記載されているときは、実14条2項の規定にかかわらず、その保全指定が解除され、又は保全指定の期間が満了するまで、同項の規定による実用新案権の設定の登録をしてはならない。(5項)

19. 勧告及び改善命令(経済安全推進法 83条)

- ・ 内閣総理大臣は、指定特許出願人又は発明共有事業者が75条の規定に違反した場合において保全対象発明に係る情報の漏えいを防ぐため必要があると認めるときは、当該者に対し、同条1項に規定する措置(情報漏えいの管理措置)をとるべき旨を勧告することができる。(1項)
- ・ 内閣総理大臣は、83条1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。(2項)
- ・ 内閣総理大臣は、83条1項/2項の規定にかかわらず、指定特許出願人又は発明共有事業者が75条の規定に違反した場合において保全対象命令の漏えいのおそれが切迫していると認めるときは、当該者に対し、同条1項に規定する措置をとるべきことを命ずることができる。(3項)

20. 報告徴収及び立入検査(経済安全推進法 84条)

- ・ 内閣総理大臣は、この章(特許出願の非公開)の規定の施行に必要な限度において、指定特許出願人及び発明共有事業者に対し、保全対象発明の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該者の事務所その他必要な場所に立ち入り、保全対象発明の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。(1項)
- ・ 84条1項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。(2項)
- ・ 84条1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたと解釈してはならない。(3項)

施行日:2024年5月1日

21. 送達(経済安全推進法 85条)

- ・ この章(特許出願の非公開)に規定する手続に関し、送達をすべき書類は、内閣府令・経済産業省令で定める。(1項)

22.1 罰則(経済安全推進法 92条)

- ・ 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(1項)
 - 六 73条1項の規定又は73条4項の規定により許可に付された条件に違反して保全対象命令の実施をしたとき。
 - 七 偽りその他不正の手段により73条1項ただし書の規定による許可又は76条1項の規定による承認を受けた時。
 - 八 74条1項の規定に違反して保全対象発明の内容を開示したとき。
- ・ 92条1項6号及び8号の罪の未遂は、罰する。(2項)
- ・ 92条1項6号及び8号の罪は、日本国外においてこれらの号の罪を犯した者にも適用する。(3項)

施行日:2024年5月1日

22.2 罰則(経済安全推進法 94条)

- ・ 78条1項の規定に違反して外国出願をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(1項)
- ・ 94条1項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。(2項)